

松島町にお住まいの 愛犬家の皆さまへ

飼い犬の「登録」「狂犬病予防注射」

「鑑札と済票装着」は飼い主の**義務**です

1. 登録 お住まいの町への飼い犬の登録が必要です

愛犬の「登録」がお済みでない飼い主は、窓口で手続きが必要です

飼い犬を登録する目的は、犬の所有者を明確にし、どこに犬が飼育されているかを把握することができ、狂犬病が発生した場合にその地域において迅速かつ的確に対応することができます。

生後 91 日以上で登録手続きが済んでいない犬の飼い主の方は、役場窓口で登録手続きをしましょう。登録をした際には「鑑札」が交付されます。(登録手数料：1 頭につき **3,000 円**)

2. 接種 年 1 回の狂犬病予防注射を必ず受けてください

狂犬病は、発病すると治療法が無いため治療することができません。しかし、飼い犬に予防注射を受けさせることで犬や飼い主・家族・近所の方々への感染を防止できます。狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬はすべて対象となります。

町が行う集合注射や動物病院で必ず 1 年に 1 回予防注射を受けましょう。町が委託した動物病院以外で接種した際は「狂犬病予防注射済証」を発行してもらい、役場の窓口で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをしてください。(済票交付手数料：1 頭につき **550 円**)

3. 装着 「鑑札」と「注射済票」を飼い犬に装着してください

交付された「**鑑札**」や「**注射済票**」は愛犬の首輪等に装着してください
万が一迷子になってもすぐに飼い主の元に返すことができます

鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するため、

飼い犬に着けておかなければなりません。※鑑札には登録番号が記載されています。

塩釜保健所では所有者の不明な犬の捕獲や抑留を行います。

鑑札や注射済票を紛失の際は、町役場窓口で再発行の手続きを行えます。

4. 罰金 飼い犬の登録、予防接種を受けさせなかった場合は罰金に 処されることがあります

狂犬病予防法という法律により飼い犬を登録していない、若しくは狂犬病予防接種を受けさせ

なかった飼い主は **20万円以下の罰金** に処されます。

5. 届出 飼い犬に変更事項が発生した場合は必ず届けましょう

登録後に犬の所在地や所有者等の変更が有る場合や、マイクロチップを装着、

犬が死亡した時も必ず届け出ましょう。

町外に引っ越しの際は転出先の市区町村窓口での手続きが必要です。

必要な物は、**印鑑・鑑札・注射済票**です。

- 犬の死亡 → 死亡した日から30日以内に松島町役場へ
- 町内への転入 → 転入した日から30日以内に松島町役場へ
- 町内での異動 → 異動した日から30日以内に松島町役場へ
- 町外への転出 → 転出した日から30日以内に新所在地の市区町村窓口へ

松島町役場 総務課 環境防災班
電話：022-354-5782